

る。今後とも、受診される市民の皆様には適正な負担をお願いしながら受診環境の向上に努めていく。

●市街化調整区域への変更後は都市計画税を課していない

問 市街化区域から、整備の見通しがなくして調整区域へ変更、逆線引きが行われた事例はあるか。

答 東台、緑町、谷郷地区の約78haについて、昭和45年におおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として指定したが、昭和60年に、当分の間市街地整備が行われる見込みがないため、逆線引き区域として調整区域に編入している。

また、土地区画整理事業を実施するか否かのアンケート結果と社会経済情勢及び地価動向を勘案し、平成21年に3地区の用途地域を廃止した。

問 市街化区域から、市街化調整区域に編入した地区の都市計画税は。

答 3地区の都市計画税については、市街化調整区域に編入された時点から課税していない。

●最大のメリットは合併特例債

問 合併のメリット、特に旧行田市における最大のメリットは何か。

答 財政面では、合併特例債の活用による財政負担の軽減が図られた。また、市民から見ると、行政区域が合併により広がることから市内循環パスのルートを見直し、北西循環ルートを南河原地区に延伸したところである。

条例制定

歯と口の健康づくり条例
施策の内容が不明確
三宅 盾子
(まちを住みよくする会)

●条例ではなく要綱で

問 歯と口の健康について条例で定めなくても、市民が求める事業の実施は、(具体的な内容をうたう)「要綱」で可能。大事なことは、市民の要求を的確に把握し、事業を行うことである。実態として歯科医療を断られたり、受けにくかったりする高齢者や障害者、施設入所者がいる。訪問歯科医療等の施設を明確にし、医療費軽減策も含め市民の要求を満たす医療環境の実

現こそ、市の責務では。

答 高齢者や障害者に対する歯科医療の環境の充実に努めていく。条例の必要性については、口腔衛生の大切さと必要性を市民に促し、意識の啓発につながるために制定するものである。

●「条例」とフッ化物洗口(フッ素うがい)

問 フッ化物を規定するものではないというが、条例可決後には、学校の集団フッ化物洗口(フッ素うがい)の実施が施策として挙げられるのか。これまで、フッ素の毒性について指摘し、学校での集団実施は人権問題があると述べてきた。市が行った意見募集では、11件のすべてが、フッ化物洗口の危険性について述べたものだった。



お口の母子手帳

また、学校でのフッ化物洗口の実施にかかわることは、教育委員会という独立行政が行うこと。市が決めることではない。どう考えるのか。

答 今後策定する行田市健康増進計画・食育推進計画の中できめ細かな施策について決定していく。また、フッ化物については、虫歯予防に一定の効果があるものと考え、慎重に対応していく。教育行政との連携については、教育委員会は独立行政であることを踏まえ、対応していきたい。

●子ども医療費高校までの無料化

問 年齢が上がる高校生では、中学生よりも医療費の支出額が少なくなることが予測される。単純計算であれば、約3千万円で無料化が実現できる。子育て支援策として、制度の拡充が図れないものか。

答 本市の子ども医療費助成制度は、県内において高水準であることから、現状を維持していきたい。

●教科書展示会

問 どのような教科書で学ぶかは日本の将来をどうするかという問題。教科書展示会は、

市報でも周知するよう求める。

答 広くホームページや市報で周知していく。
○「その他の主な質問」
○学校給食費の無料化

政治姿勢

市長の政治姿勢と課題
高橋 弘行
(しんりよく会)

●ふるさと納税

問 平成26年度の行田市「ふるさと納税」の収入見込み額及び他市への流出額と今後の流出対策は。

答 平成27年2月末時点における本市への寄附額は7万5千円である。

過去の流出額に当たる市民税の控除税額では、平成24年度が約318万円、平成25年度が約29万円、平成26年度が約180万円、寄附者の意向などもあることから、年度間でばらつきがある。

なお、流出を抑制することは困難であるが、平成27年度から、市の特産品を活用した寄附者への返戻品の送付などにより寄附額の増額を図る。